

設計変更マニュアル

(営繕工事版)

令和 5年12月 制定
令和 8年 1月 改正

まちづくり局

目 次

1 目的	・ ・ ・ P 1
2 用語の定義	・ ・ ・ P 1
3 設計変更	・ ・ ・ P 1
4 契約変更	・ ・ ・ P 2
参考 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (建設省東地厚発第 31 号の 2)	

1 目的

このマニュアルは、設計変更に伴う事務手続きに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

これ以外においては、国土交通省の営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）及び営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A（案）を準用する。

2 用語の定義

(1) 請負者等	工事の施工に関し、川崎市と工事請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
(2) 請負金額	工事請負契約書に記載される契約金額（消費税等を含む）をいう。
(3) 契約変更	川崎市契約規則（以下「規則」という。）第48条及び第50条又は川崎市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第19条から第23条の規定により、工期若しくは請負金額の変更に関する契約を締結することをいう。
(4) 設計変更	図面又は仕様書を変更することをいう。
(5) 当初設計金額	最初の契約時点の設計金額をいう。
(6) 変更前設計金額	直近の契約時点での設計金額をいう。
(7) 変更後設計金額	直近の契約以降のすべての設計変更を踏まえた設計金額をいう。
(8) 変更金額	変更前設計金額と変更後設計金額の差額をいう。
(9) 総変更金額	当初設計金額とすべての設計変更を踏まえた設計金額の差額をいう。
(10) 工事項目	細目別内訳書に記載される細目の1項目をいう。
(11) 細目金額	細目別内訳書に記載される工事項目ごとの金額をいう。
(12) 細目変更金額	新たな工事項目の追加による細目金額の増加額、工事項目の取り止めによる細目金額の減少額、又は、数量若しくは単価（一式計上を含む）の変更に伴う細目金額の増減額で、設計変更前と設計変更後の細目金額の差額をいう。
(13) 指示	監督員が請負者等に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
(14) 協議	図面又は仕様書に関する疑義等について、監督員と請負者等が合議することをいう。
(15) 落札率	変更前の請負金額から消費税相当額を減じた額を、変更前設計金額（税抜き）で除した比率をいう。なお、あくまで比率として表現される値であるため、端数処理等は行わない。

3 設計変更

- (1) 設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合、又は、やむを得ない場合に限り行うことができる（約款第19条～第23条）。
- (2) 一式工事（細目別内訳において数量を一式として表示した工事）は、図面等により設計条件や施工方法を明示したものであることから設計変更の対象とし

ない。ただし、図面等で設計数量が明らかなもの、設計条件又は施工方法を変更した場合は、この限りではない。

- (3) 設計変更は、書面にて行わなければならない（約款第1条第5項）。よって、原則として指示書交付前に設計変更に係る施工を行わせてはならない。
- (4) 設計変更の指示・協議は、原則として工期及び請負金額の変更協議（当該変更をしない旨の協議を含む）と併せて行うものとする。
- (5) 指示・協議にあたり監督員が整備する書類は次のとおりとする。
 - ア 指示・協議書
 - イ 変更図面・仕様書等
 - ウ 事業局依頼書（事業局の要望に伴う設計変更のときに限る）
 - エ 増減表（設計変更項目及び細目変更金額を記載したもの。）
 - オ 工事記録簿

4 契約変更

- (1) 設計表示単位（川崎市公共建築工事積算基準等の運用（まちづくり局施設整備部）に基づく数量表示方法による）に満たない設計変更は契約変更の対象としない。
- (2) 総変更金額が当初設計金額の30%を超える設計変更は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とする。
- (3) 契約変更は、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことができる。ただし、次のいずれかに該当（重要な変更という）するときは、設計変更後遅滞なく契約変更手続きを行うこと。
 - ア 構造、工法、位置、断面、機器等の変更で重要なもの。
 - イ 細目変更金額が、変更前設計金額の20%を超えるもの。
 - ウ 変更金額が、変更前設計金額の20%を超えるもの。
- (4) 契約変更にあたり監督員が整備する書類は次のとおりとする。
 - ア 工事請負変更調書
 - イ 変更設計金額及び変更請負金額調書
 - ウ 工事変更内訳書（A）、（B）、細目別内訳

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン（案）

平成27年5月
(令和2年6月一部改定)



国土交通省 官庁営繕部

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン

目次

- | | |
|--------------------|---------|
| I . 本ガイドラインの位置づけ | P.3 |
| II . 設計変更ガイドライン | P.4~16 |
| III . 工事一時中止ガイドライン | P.17~31 |
| IV . 参考資料 | P.32~42 |

I. 本ガイドラインの位置づけ

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調べ、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(以下、26年版ガイドライン)』を策定した。

- ◇構成 ・「設計変更ガイドライン」+「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容 ・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的 ・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手確保等）を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を改定した。

- ◇主な改正点 ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
・Q&Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、
地方公共団体等に対して周知（H27.9月末）（平成29年3月一部改訂）

今回の改定は、「工事請負契約書の制定について」の一部改正（令和2年3月17日国地契第63号、国北予第49号）によるものである。（工事請負契約書の条項の整合）

II. 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン 策定の背景

2. 用語の定義

3. 設計変更に関する留意事項

4. 設計変更が不可能なケース

5. 設計変更が可能なケース

- ◆工事請負契約書第18条
(条件変更等)に該当
- ◆工事請負契約書第19条
(設計図書の変更)に該当
- ◆工事請負契約書第20条
(工事の中止)に該当

6. 設計変更手続きフロー

7. 関連事項

- ◆仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について
- ◆設計図書の訂正又は変更
- ◆工事請負契約書における
発注者と受注者の関係

◆工事請負契約の原則

- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が**各自の対等な立場**における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。(公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条8項を参照)
- 発注者及び受注者は、**契約書に基づき**、設計図書に従い、法令を遵守し、**締結した契約を履行しなければならない**。(契約書第1条を参照)

◆営繕工事の特徴

- 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された**一品受注生産**である目的物を、**多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産する**という特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、**当初発注時に予見できない**施工条件や環境の変化などが起こり得る。

◆設計変更ガイドラインの策定

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等**について十分理解しておく必要があることから、設計変更ガイドラインを策定する。なお、設計変更ガイドラインは、**一般的な考え方**を示すものである。

◆設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する

- 「**設計変更**」とは、契約書第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- 「**契約変更**」とは、契約書第24条又は第25条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- 「**軽微な設計変更**」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。
 - イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なものの
 - ロ. 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%(概算数量発注に係るものについては25%)を超えるもの。

※設計変更ガイドラインの適用にあたっては、「工事請負契約書の制定について(平成7年6月30日建設省厚契発第25号)」、「工事請負契約書の運用基準について(平成7年6月30日建設省厚契発第27号)」及び「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて(昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2)」を参照されたい。

3. 設計変更に関する留意事項

◆受注者の留意事項

- 受注者は契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(補足)「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。(公共建築工事標準仕様書より)

◆発注者の留意事項

- 発注者は契約書第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- 発注者は関係部局との調整後、速やかに**書面による指示・協議等**を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)における**設計変更の必要性を明確**にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。
- 一つの工事現場において、**複数の契約に基づく工事が実施される場合**には、一工事の設計変更を行う際には、関連する**他の工事の設計変更**についても検討する。

4. 設計変更が不可能なケース

◆下記の場合においては、原則として**設計変更には該当しない。**
(ただし、契約書第27条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない)

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、**受注者が独自に判断して施工を実施した場合。**
- 契約書第18条～25条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められている**所定の手続きを経ていない場合。**
- 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている**監督職員の承諾、指示、協議等(書面によることを原則とする)**を踏まえないで施工を実施した場合。

◆工事請負契約書第18条(条件変更等)に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

■ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(第18条第1項第2号)

- 例) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

■ 設計図書の表示が明確でない場合(第18条第1項第3号)

- 例) 図面の記載内容が読み取れない場合

■ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(第18条第1項第4号)

- 例) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
施工中に設計図書に示されていない石綿含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合
設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

■ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(第18条第1項第5号)

- 例) 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

◆工事請負契約書第19条(設計図書の変更)に該当

- 発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合

(補足) 発注者は予定している追加工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すのが望ましい。

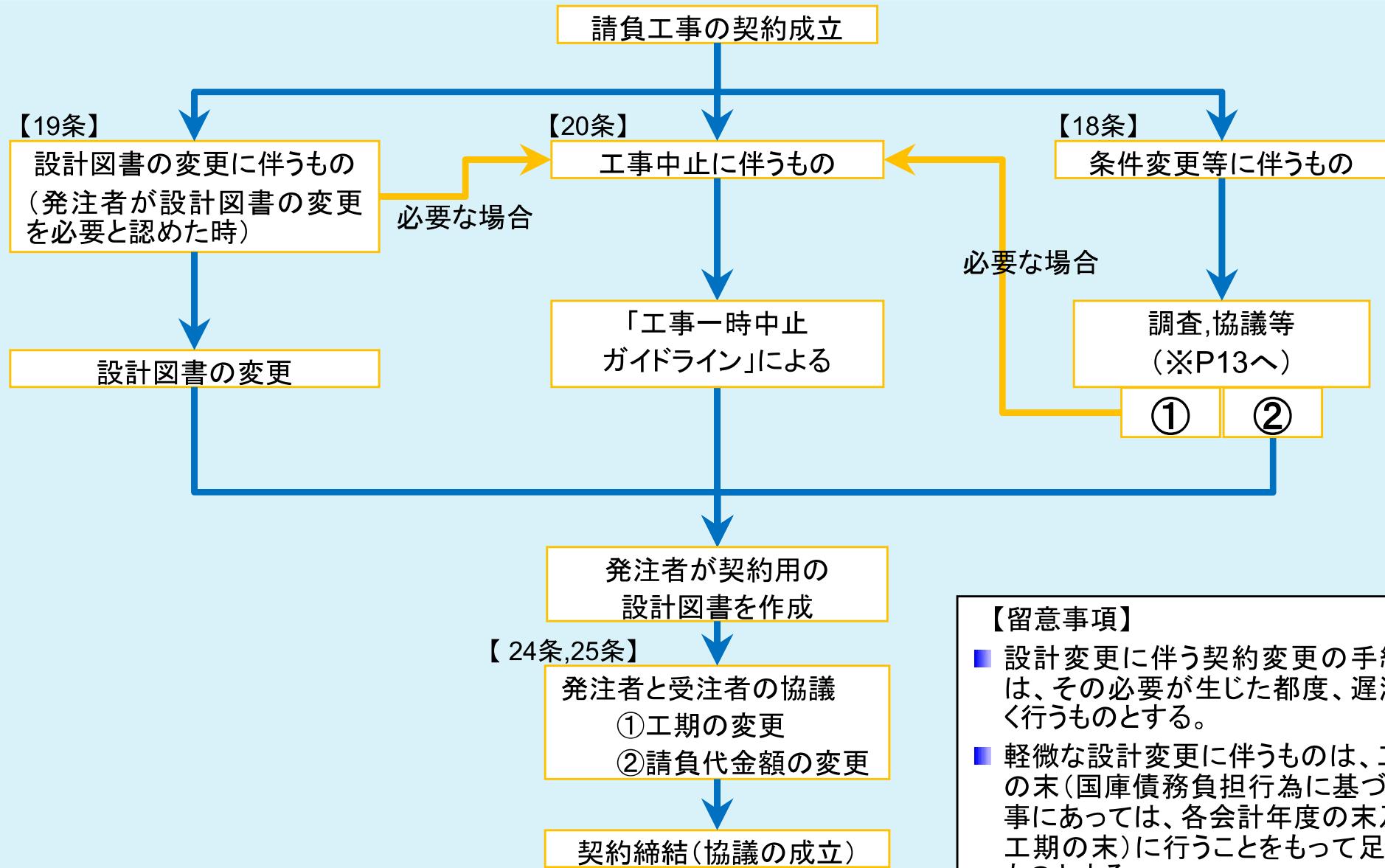
◆工事請負契約書第20条(工事の中止)に該当

- 受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

※ 詳細については「工事一時中止ガイドライン」を参照。

なお、第20条にかかわらず、受注者は第22条(受注者の請求による工期の延長)にもとづく工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、第30条(不可抗力による損害)その他も参照する。

6. 設計変更手続きフロー(全体)



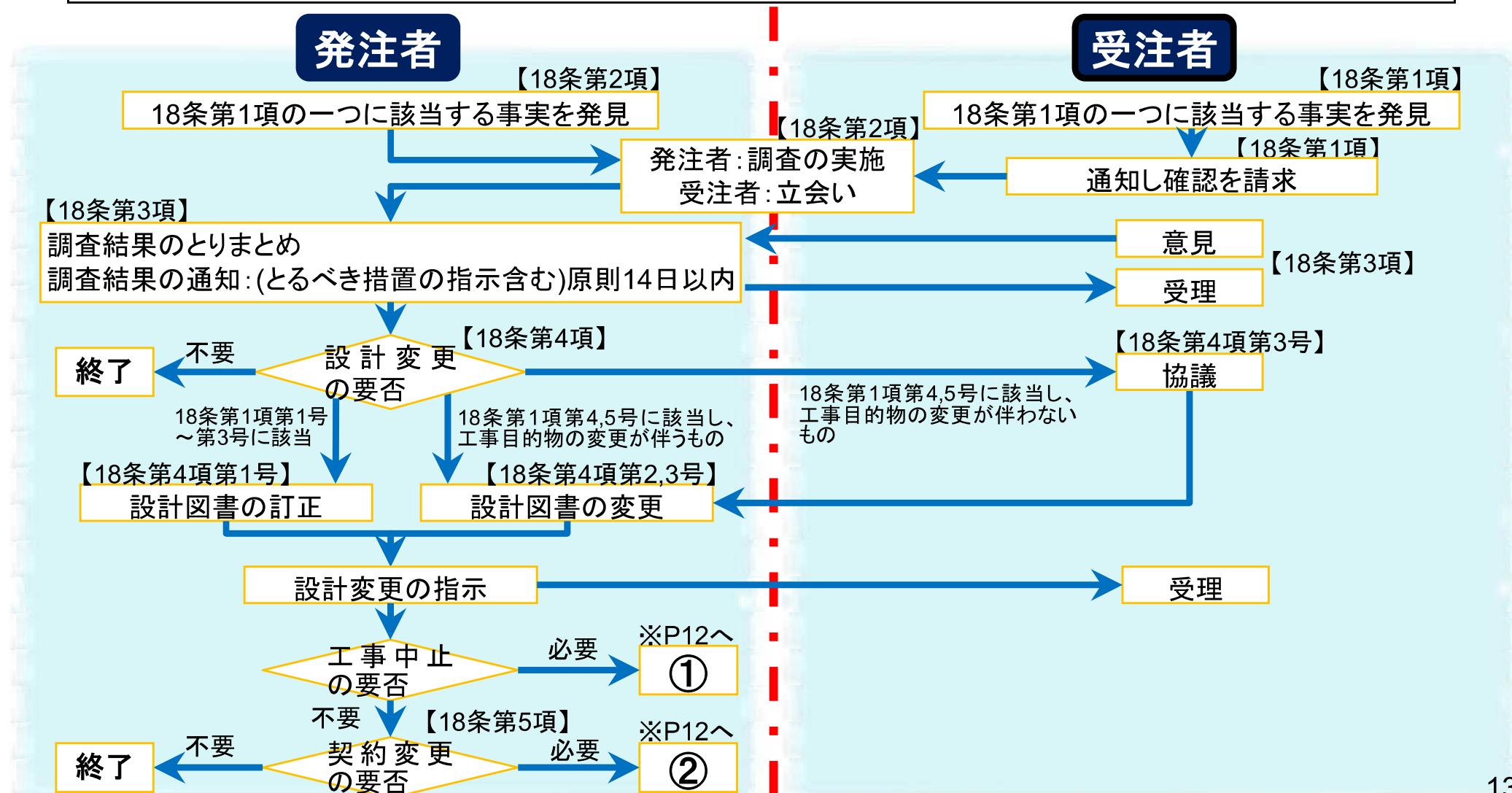
【留意事項】

- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- 軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。

6. 設計変更手続きフロー (18条関係)

【18条第1項】

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



◆仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

■ 「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている（契約書第1条第3項を参照）。これは「**自主施工の原則**」とも言われている。

■ 「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、**設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」と言う。**

■ 「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。**「指定」以外は、「任意」と言う。**

【「指定」・「任意」の考え方】

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない（※1）	変更にあたって発注者の指示は必要ない（施工計画書等の修正は必要）	設計変更の対象とならない	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

◆設計図書の訂正又は変更

契約書では設計図書の訂正又は変更は**発注者**が行うこととしている。

(条件変更等)

※工事請負契約書の抜粋※

第18条

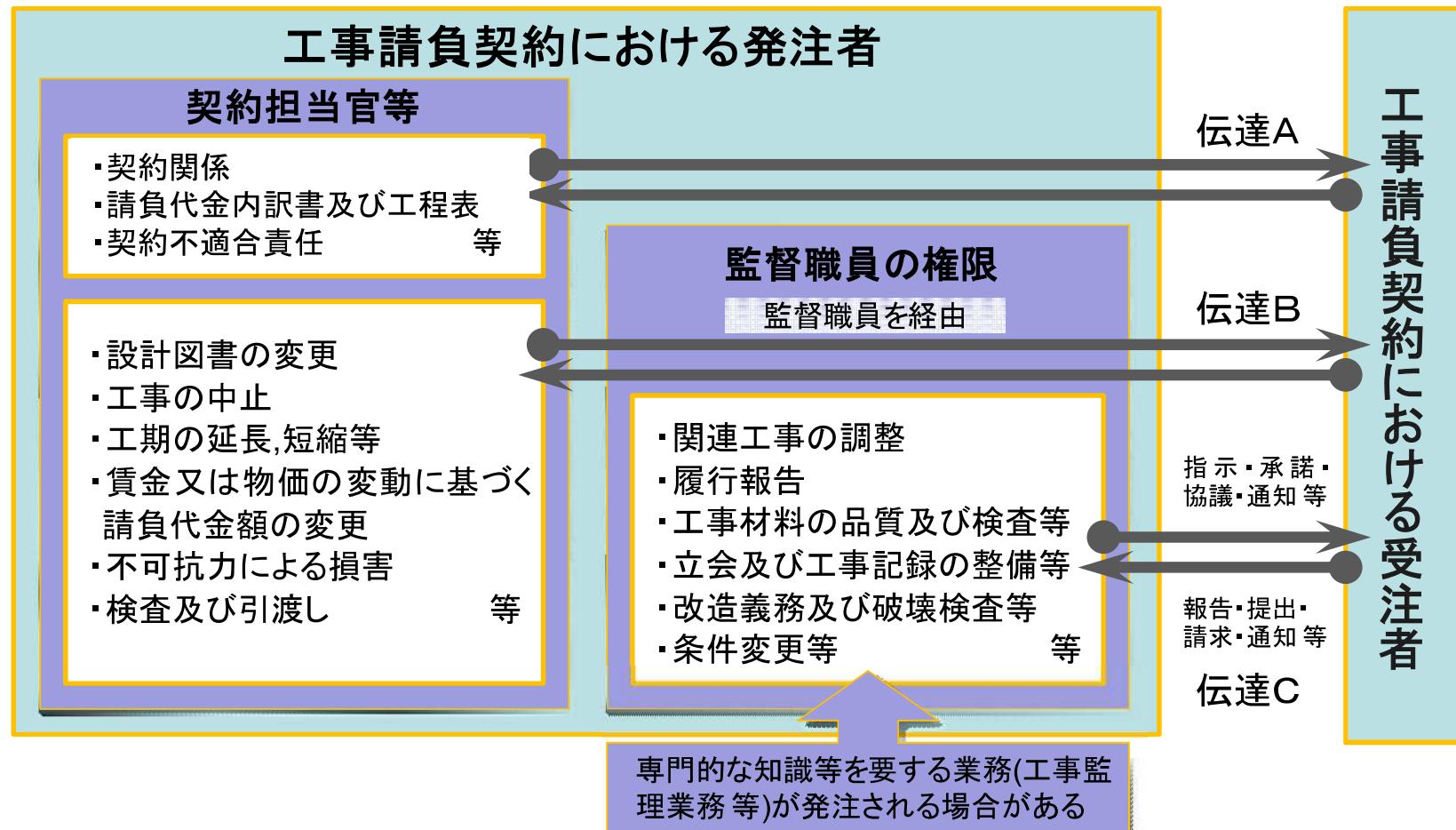
4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの **発注者が行う**。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの **発注者が行う**。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

※発注者と受注者それぞれの詳細な対応方法は、「6. 設計変更手続きフロー」を参照。

◆工事請負契約における発注者と受注者の関係

契約書においては、監督職員は発注者権限の一部を行使し(伝達C)、加えて、受注者に対する発注者組織の接点としての役割が与えられている(伝達B)。



伝達A 受注者と契約担当官等が書面を直接伝達するもの等

伝達B 受注者と契約担当官等が書面を監督職員を経由して伝達するもの等

伝達C 受注者と監督職員が書面を直接伝達するもの等

この「伝達」とは、契約に基づく指示・承諾・協議・報告・提出・請求・通知・立会等の発注者と受注者間の意図伝達を総称するものである。

III.工事一時中止ガイドライン

1. 工事一時中止ガイドラインの運用
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事の中止〔契約書の規定〕
5. 工事を中止すべき場合
6. 中止の指示・通知
7. 基本計画書の作成
8. 請負代金額又は
工期の変更、増加費用の負担

9. 増加費用の考え方

(1)本工事施工中に中止した場合

- 増加費用の範囲
- 増加費用の算定
- 増加費用の積算

(2)契約後準備着手前に中止した場合

(3)準備期間に中止した場合

10. 増加費用の内訳書及び 事務処理上の扱い

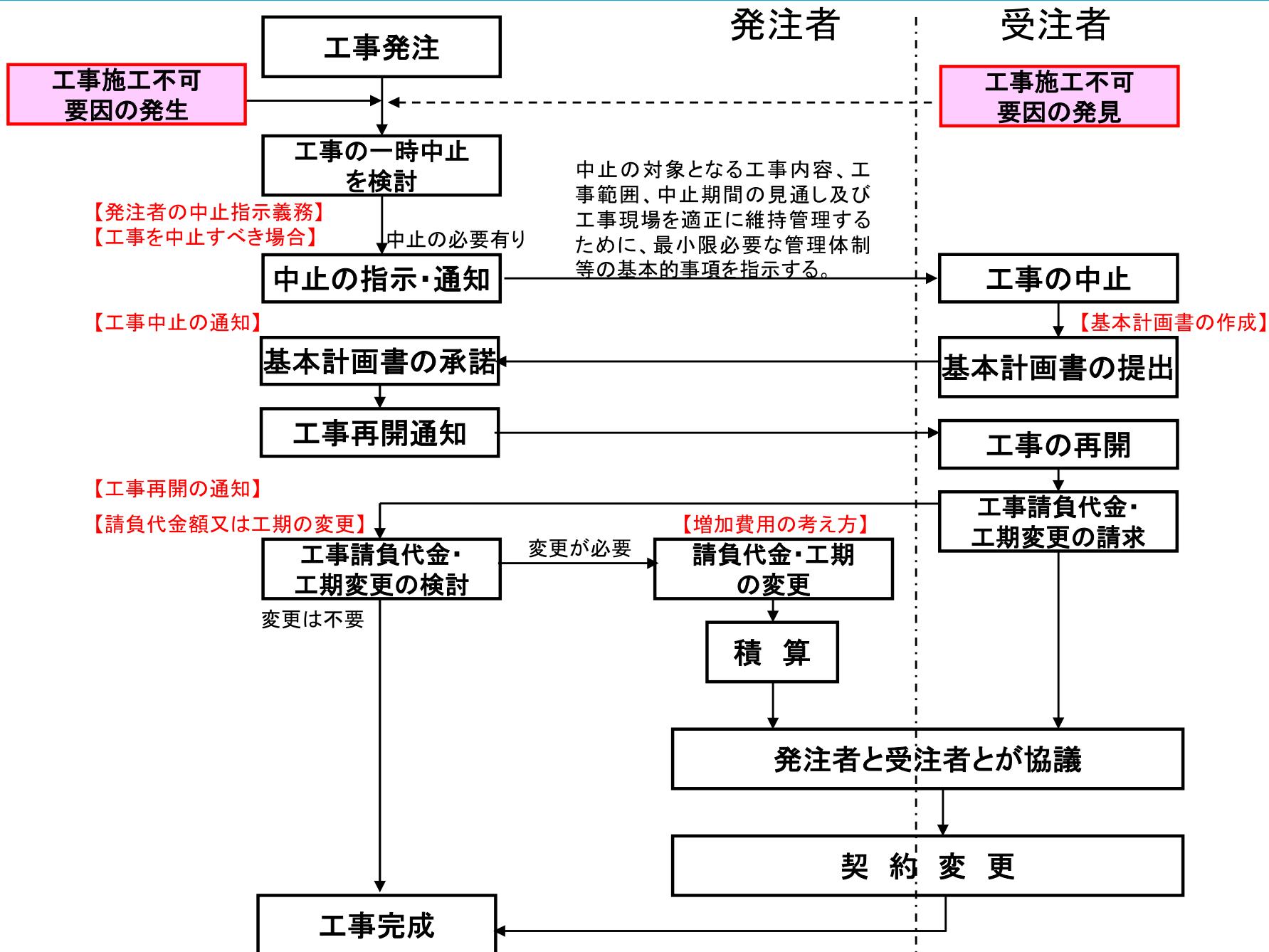
◆工事の現状及び課題

- 一部の営繕工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う**工事現場の状態の変化等**により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。
そうした場合、**工事現場の維持等に要する費用の適切な計上**が必要である。

◆工事一時中止のガイドラインの策定

- 発注者は契約書第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事については、**工事の全部又は一部の施工を一時中止**させなければならない。
主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを策定する。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

◆受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考え方とする。

【契約書第20条第1項】

◇受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合。

◇受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる。

◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる。

◇発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額等を適正に確保する。

◇契約書第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する。

◇このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要がある。

注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、契約書(受注者の催告によらない解除権)第51条第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

4. 工事の中止〔契約書の規定〕

◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

- ① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき

の2つが規定されている。 【契約書第20条第1項】

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

◆ 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。 【契約書第20条第2項】

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合(例示)

- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合等。
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合。

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合(例示)

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合。
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合。
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合。
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合。

6. 中止の指示・通知

- ◆ 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第20条第1, 2項】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権等

- ◇ **発注者**は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる
※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については**発注者**の判断
- ◇ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる
- ◇ **受注者**は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇ 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇ このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇ 発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

◆工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、**発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。**

- ◇受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ◇実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は「特記仕様書」に明記

一般共通事項 [項目] ・工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の作成

- 1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

基本計画書の記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

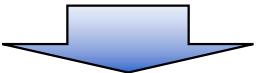
※工事一時中止の指示時点で想定している中止期間における概算額を記入する。一部一時中止の場合は、概算金額の記入は省略できる。

8. 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

◆発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

関連事項【契約書第20条第3項】

- ◇「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。
- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用の負担

◇増加費用
暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。

◇損害の負担
○発注者に過失がある場合に生じたもの。
○事情変更により生じたもの。

※増加費用と損害は区別しないものとする。

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
◇地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。
◇このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

(1) 本工事施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用は、発注者が工事の一時中止(一部一時中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◆ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。※

工事の再開準備に要する費用

- ◆ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。

工事体制の縮小に要する費用

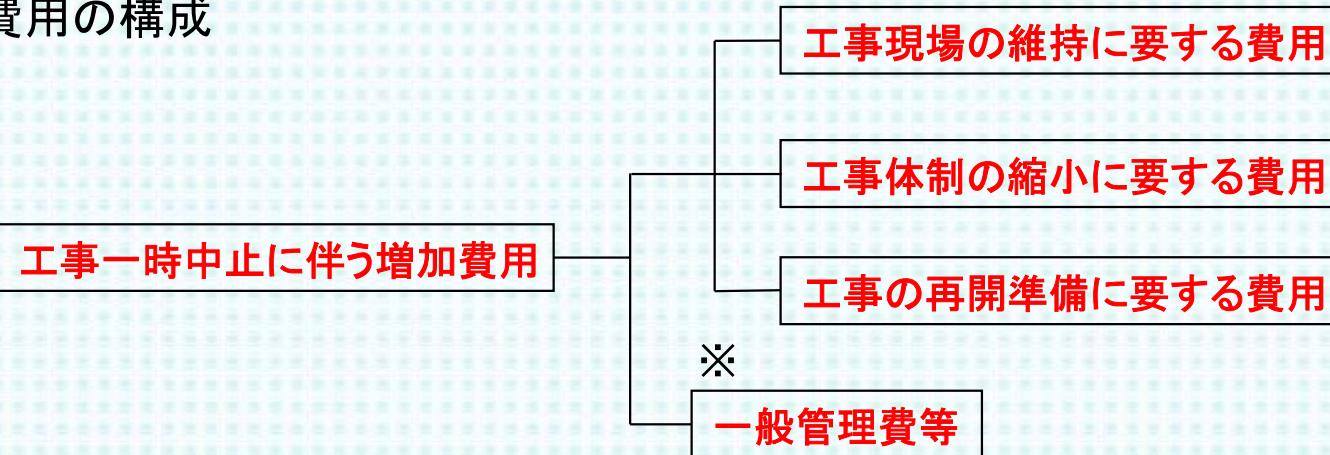
- ◆ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

※工事を中止したために必要となる材料・設備機器等の倉庫保管料及び入出庫手数料を含む。

■ 増加費用の算定

- ◆ **増加費用の算定**は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。

増加費用の構成



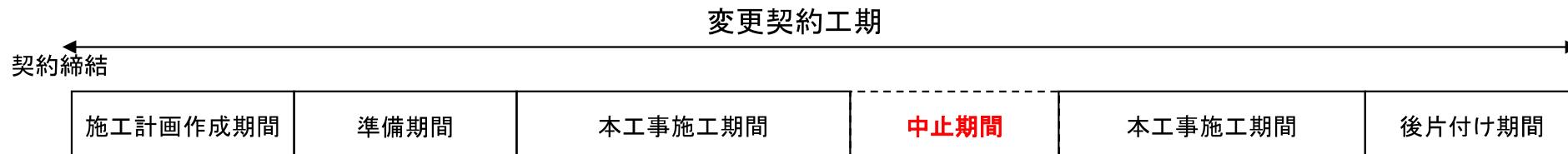
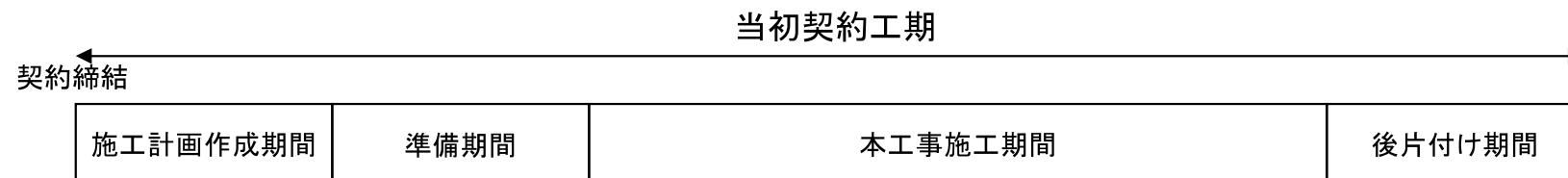
※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

■増加費用の積算

◆**増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から增加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する。**

※ 見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)とする。

注) 増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。



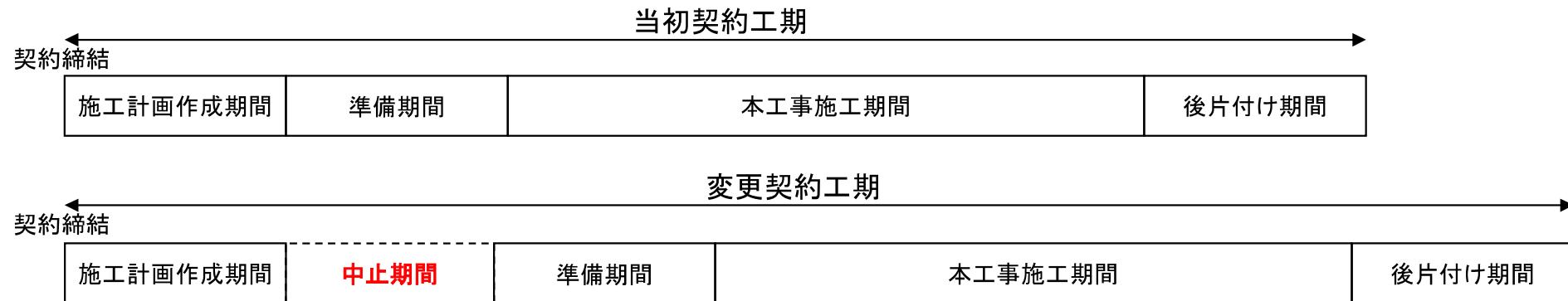
(2) 契約後準備着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ◆ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。



(3) 準備期間に中止した場合

- ◆ **準備期間**とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◆ 増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- **増加費用**は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する（積算は受注者から見積を求め行う）。

■増加費用の内訳書における取扱い

- ◆**増加費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別計上する。**

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。
- ◆**増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。**
- ◆増加費用の積算は、**工事再開後速やかに発注者と受注者とが協議**して行う。

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドラインQ & A(案)

平成27年10月



国土交通省 官庁営繕部

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

設計変更ガイドラインQ&A(案)

目次

1. ガイドライン全般
2. 「指定」と「任意」の考え方(仮設)
3. 個別事例
4. その他

注) 本Q&Aは、設計変更の手続きの考え方を例示したものです。
実際の設計変更にあたっては、各工事ごとの現場条件の特性を踏まえ
各発注者(地方整備局等)が判断することとなります。
なお、設計変更ガイドライン(案)は定額請負契約を前提としています。

1. ガイドライン全般

問1

設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。
現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合
でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。
その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。

答1

設計変更に伴う契約変更手続きは、**その必要が生じた都度実施することとなります**。ただし、営繕工事においては軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行う場合もあります。

▶ 参考

○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.8

1. ガイドライン全般

問2

施工条件を明示する目的を教えてください。

答2

工事の目的物を完成するに当たり、当該工事の制約となる施工条件を設計図書に明示することによって、**工事を円滑に実施すること**を目的としています。

施工条件は、契約条件になるものであることから、設計図書の中で明示するものとされています。明示された施工条件に変更が生じた場合は、工事請負契約書の関連する条項に基づき、適切に対応する必要があります。また、明示されていない施工条件や明示事項が不明確な施工条件についても、同様となります。

1. ガイドライン全般

問3

設計図書に明示すべき施工条件にはどのようなものがありますか。

答3

施工条件は、工事を円滑に施工するにあたって、制約を受ける事項について明示するものです。「施工条件明示について」(平成14年5月30日付 国営計第24号)では、明示項目及び明示事項(案)として下表を示しています。

明示項目	明示事項
工 程 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用 地 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するため必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明示事項
仮 設 備 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建 設 副 産 物 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排 水 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

1. ガイドライン全般

問4

施工条件を明示するに当たり、発注者が注意すべき事項はありますか。

答4

施工条件は、施工計画をたてるに当たり、工期や工事費に大きく影響します。そのため、**設計段階で判明している現場条件等については、「施工条件」として受注者に適切に明示する必要があります。**

敷地や施設の状況などを「施工条件」に的確に反映するためには、事前の調査を十分に行う必要があります。

1. ガイドライン全般

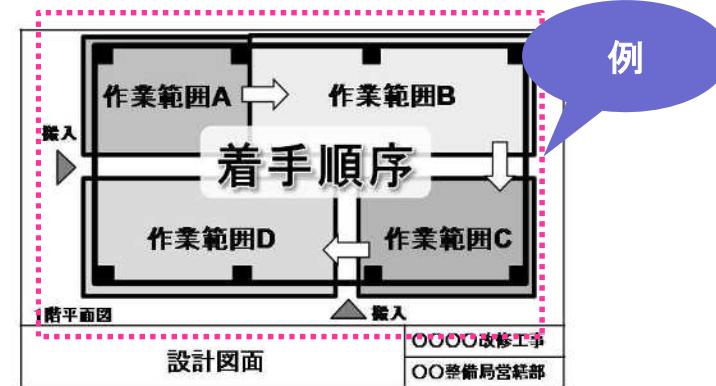
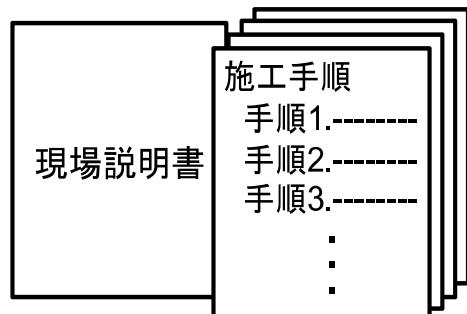
問5

改修工事の場合、工程に関して、発注者が施工条件明示として記載すべき事項はありますか。

答5

改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、**工程に関する施工条件を設定すること**、**工程に影響を及ぼす施工手順を明示**することが求められます。

- ① 特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合
→(記載例)**作業可能日・時間、施工手順等**を示す。
- ② 工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合
→(記載例)**作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等**を示す。



2. 「指定」と「任意」の考え方(仮設)

問6

任意仮設の設計変更の考え方について教えてください。

答6

設計変更は、契約書第18条又は19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいいます。**任意仮設は、工事請負契約書第1条第3項**により受注者がその責任において定めるものとされているため、**設計変更の対象となりません**。

一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかつた現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。

【第1条 総則】

3 仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下、「施工方法等」という。)については、この約款および設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【第18条 条件変更等】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければいけない。(中略)

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。(中略)

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2. 「指定」と「任意」の考え方(仮設)

問7

設計変更ガイドラインP. 14の「指定」と「任意」の考え方で、「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」は、何に基づいて「協議」の対象となるのですか。

答7

「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、[工事請負契約書第18条第4項第三号](#)に基づき、受発注者間で行われます。

【第18条 条件変更等】

(中略)

4 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

▶ 参考

○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.10、15

2. 「指定」と「任意」の考え方(仮設)

問8

重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となりました。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となりますか。

答8

仮設物の施工方法は任意であるため、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、[工事請負契約書第18条第1項第四号](#)に該当するものと考えられるため、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合もあります。[\(工事請負契約書第18条第4項第三号、同条第5項\)](#)

▶ 参考

○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.10、12~15

2. 「指定」と「任意」の考え方(仮設)

問9

雨水排水管等の地下埋設物の設置に当たり、発注者はオープンカット(任意)によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。

答9

工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合もあります。[\(工事請負契約書第18条第4項第三号、同条第5項\)](#)

▶ 参考

○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.10、12~15

2. 「指定」と「任意」の考え方(仮設)

問10

施工条件の変化により、タワークレーンの仕様等とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となりますか。

答10

施工方法は任意であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として**設計変更の対象となりません**。

ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかつた現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合もあります。**(工事請負契約書第18条第4項第三号、同条第5項)**

その場合は、タワークレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなります。

▶ 参考

○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.10、12~15

3. 個別事例

問11 材料規格等について－1

工事契約後、使用材料の入手が不可能(生産中止等)なことが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答11

受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、**工事請負契約書第18条第1項第二号**に該当するものと考えられるため、**設計変更の対象となります**。（**工事請負契約書第18条第4項第一号**）

なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討を行う必要があります。

▶ 参考

○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.10、12、13、15

3. 個別事例

問12 材料規格等について－2

工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答12

受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって、[工事請負契約書第18条第1項](#)の条件変更等には該当しないので、原則として**設計変更の対象となりません**。

ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、**設計変更の対象となる場合もあります。(工事請負契約書第18条第4項第一号、第三号)**

▶ 参考

○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.9、10、15

3. 個別事例

問13

一部一時中止期間中の建設機械のリース代等の費用について

杭の施工中に、発注時は想定されていなかった地中障害物が発見されたため、地中障害物の除去を行う期間、杭の施工のみ一部一時中止する必要が生じました。その期間における建設機械のリース代等の費用の考え方を教えてください。

答13

受注者の責によらない「地中障害物」により工事を一部一時中止した場合に必要となる建設機械のリース代等の費用は、**工事請負契約書第20条第3項**により**中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられます**。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、**必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります**。

▶ 参考

○営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.26~28

3. 個別事例

問14

交通誘導警備員について

現場説明書に交通誘導警備員Bとの記載があったところですが、工事契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導警備員の配置について確認したところ、**交通誘導警備員A**の配置を求められました。その場合設計変更の対象となりますか。

答14

交通誘導警備員Aは、[警備員等の検定等に関する規則第2条\(平成17年国家公安委員会規則第20号\)](#)により都道府県公安委員会が必要と認める場合に配置することが求められています。

交通誘導警備員は共通仮設費積上げ項目の一つとして施工条件に明示することが求められているところであり、その変更は[工事請負契約書第18条第1項第4号](#)に該当すると考えられるため、受発注者間の協議により、**設計変更の対象となります**。(工事請負契約書第18条第4項第三号)

▶ 参考

- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案) P.10、12、13、15
- 『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】平成27年1月 P.31
- 交通誘導警備員A:警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員。

交通誘導警備員B:警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。



4. その他

問15 総合評価落札方式について

総合評価落札方式により受注した工事における技術提案についても、設計変更できますか。

答15

総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式です。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければなりません。このような前提から、**技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできません。**

ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとします。

4. その他

問16 ワンデーレスponsについて

設計変更に係る協議を実施しているところですが、発注者からの回答に時間を要しています。現場説明書ではワンデーレスponsとの記載がありますが、設計変更に係る協議においても適用されますか。

答16

ワンデーレスponsは、**公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律**や**公共工事の品質確保の促進に関する法律**に基づく一連の対策に位置づけられることから、**設計変更に係る協議においてもワンデーレスponsの実施が適用されます。**

ワンデーレスponsとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、**基本的に「その日のうちに」回答するよう対応すること**です。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、**何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むもの**としています。



4. その他

問17 相談窓口について

国土交通省では、品確法の基本理念に関連する現場の実態について相談できる窓口を設けていますか。

答17

国土交通省では、次の窓口で相談を受け付けています。

① 公共建築相談窓口 : 公共建築に関する技術的な相談

※「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」に関する問い合わせはこちら

※窓口は国土交通本省をはじめ、全国の地方整備局や営繕事務所等に設置しています。

連絡先は下記URLより確認してください。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html

② 建設業フォローアップ相談ダイヤル : 品確法の運用指針に関する情報など建設業に関する様々な相談



TEL : 0570-004976 (ナビダイヤル)
 受付時間／10:00～12:00、13:30～17:00
 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000058.html